

○ 西いぶり広域連合公印規則

〔平成12年3月28日〕
規 則 第 7 号

(趣旨)

第1条 西いぶり広域連合長、連合長職務代理人、会計管理者の公印は、次のとおりとする。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、形状、寸法、個数及び使用区分並びに保管責任者は、別表のとおりとする。

(公印台帳)

第3条 総務課長は、様式の公印台帳を備え、全ての公印を登録しなければならない。

(印影の印刷)

第4条 一定の字句及び内容の文書を多数印刷する場合において、支障がないと認められるときは、その公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。この場合において、印刷すべき文書の規格等により、別表に定めた形状・寸法により難しいときは、これを縮小又は拡大して印刷することができる。

(電子計算組織による公印)

第5条 電子計算組織(電子計算機、端末機等の電子的機器を使用し、定められた一連の手順に従って事務を処理する組織で、西いぶり広域連合が管理するものをいう。以下同じ。)を利用して証明等を行う場合において、特に必要があると認めるときは、電子計算組織に記録した公印の印影又は当該印影を縮小若しくは拡大したものを文書に打ち出して公印の押印に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年 4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

公 印 の 名 称	保 管 責 任 者	形 状	寸 法	個 数	使 用 区 分
北海道西いぶり広域連合 長之印	総務課長	正方形	24mm	1	公文書用
北海道西いぶり広域連合 長之印	総務課長	正方形	30mm	1	表彰状及び感謝状用
北海道西いぶり広域連合 長職務代理者之印	総務課長	正方形	24mm	1	公文書用
北海道西いぶり広域連合 会計管理者之印	会計課長	正方形	24mm	1	会計管理者の 権限に係る公文書用

様式（第3条関係）

公 印 の 名 称			
保 管 責 任 者			
形 状		寸 法	mm
使 用 区 分		作 成	年 月 日
印 影		使用開始	
		廃 止	
		備 考	